

確認数量の速報について

e-Gov 電子申請システムを用いて申出を行った事業者には、確認通知書の郵送前に確認数量を速報することに致します。

今回より、確認数量の速報は、e-Gov 電子申請システムを用いて行うことになりました。これに伴い、経済産業省化学物質安全室からの電子メールでの通知は廃止します。

なお、この速報は電子申請システムを用いて申出を行った方全てを対象として実施しますので、事前の登録は必要ありません。

<確認数量の速報の概要>

- 対象者：e-Gov 電子申請システムを用いて申出を行った事業者
- 速報でお伝えする内容：申出のあった新規化学物質の数量確認結果
- 実施時期：2月下旬（予定）

<速報通知の取得方法>

- ①審査が終了すると、e-Gov の「基本情報の入力」画面で入力いただいた連絡先メールアドレスに、手続きが終了したことをお知らせするメールが届きます。

Subject: 【e-Gov 電子申請システム】手続き終了のお知らせ

e-Gov 電子申請システムをご利用の方へ
これは、e-Gov 電子申請システムの状況通知メールです。

◇ 通知内容 ◇
次の申請・届出に対する手続きが終了しました。
[手続名]少量新規化学物質製造・輸入申出/少量新規化学物質製造・輸入申出
[到達番号] [到達日時] 2014年08月28日 11時13分42秒
[手続完了日時] 2014年10月02日 14時15分43秒

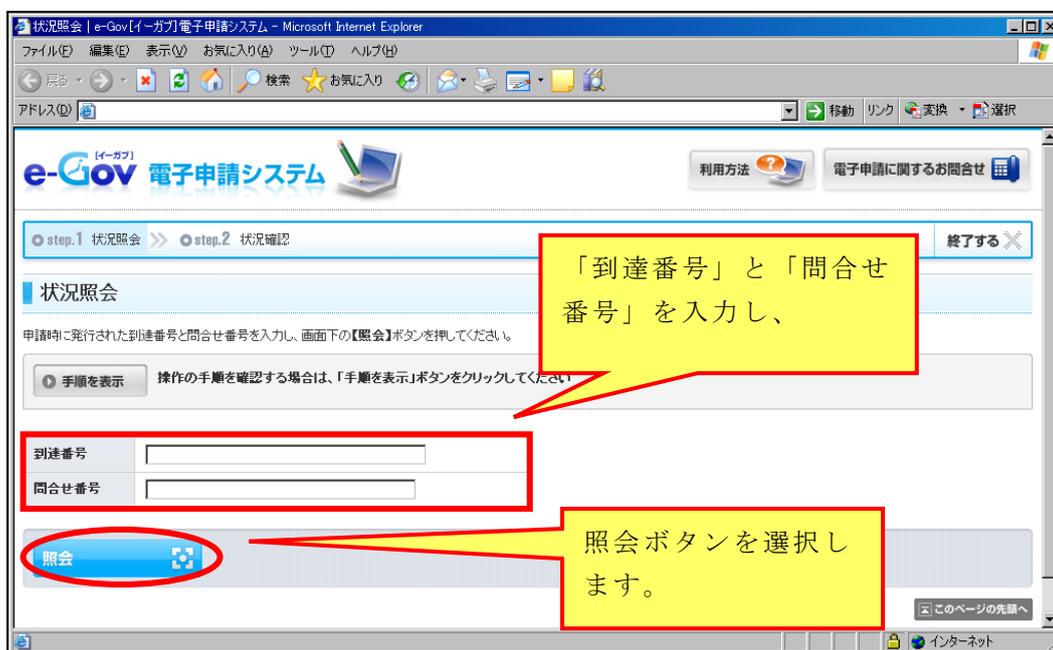
下記 URL の状況照会画面より確認を行ってください。
[URL] [URL]

パーソナライズをご利用の方はこちら。
[URL] [URL]

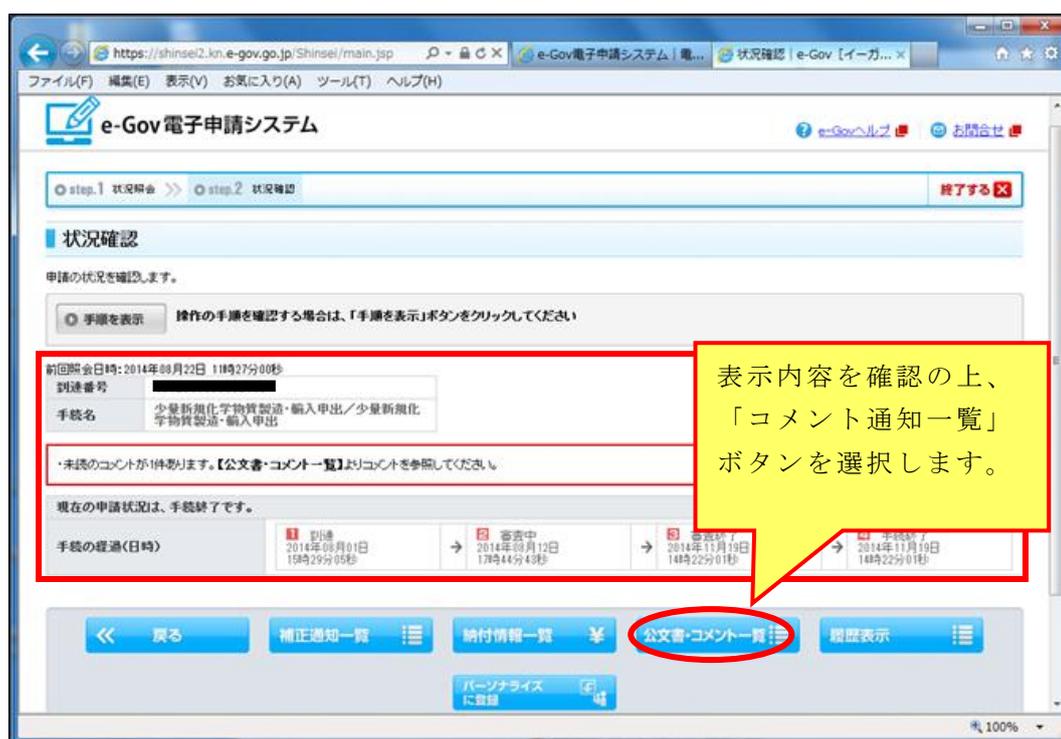
このメールは、e-Gov 電子申請システムから『申請者連絡先情報』で入力された電子メールアドレスに対して発信専用のサーバから送信しています。
※発信元への返信はご遠慮ください。

お問合せ先につきましては、以下の URL をご参照ください。
電子政府利用支援センター
[URL] <http://www.kn.e-gov.go.jp/contact/index.html>

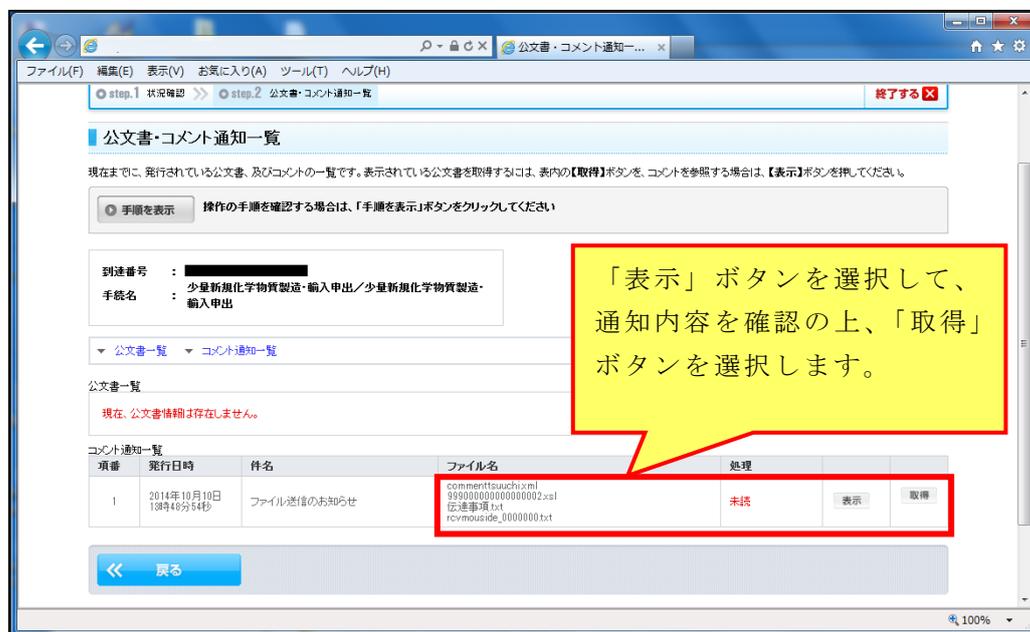
- ②メールに記載されたリンクをクリックし、「状況照会」画面を表示させます。
 e-Gov による申請書提出後の到達画面で表示された「到達番号」、「問合せ番号」を入力し、「照会」ボタンを押します。



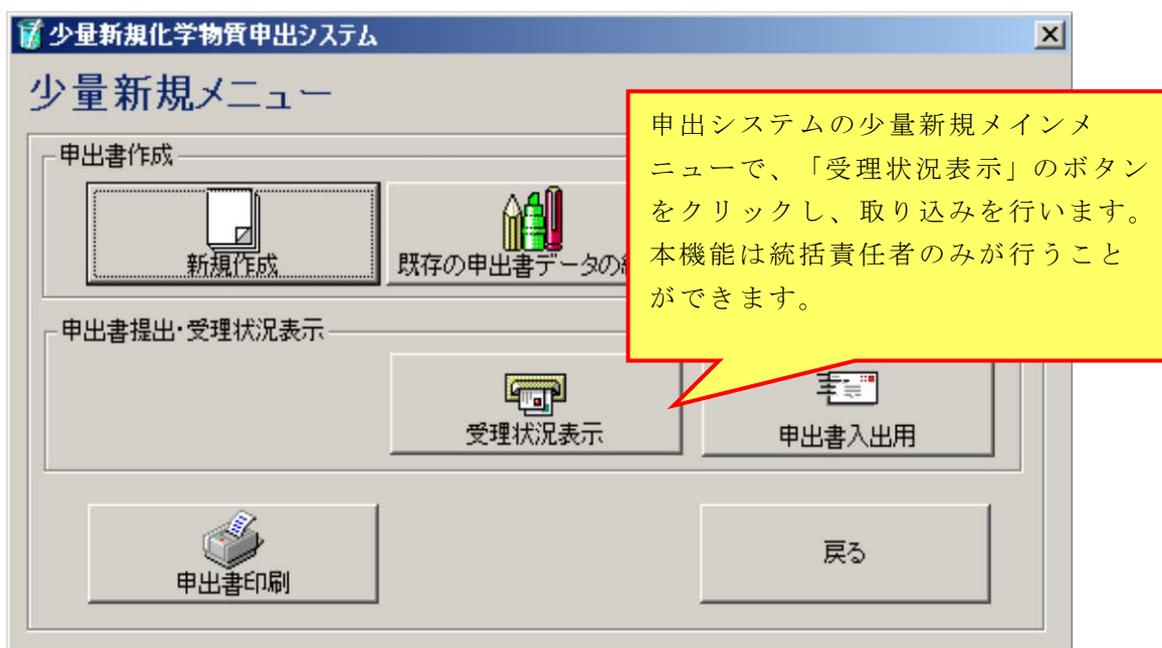
- ③状況確認画面が表示されるので、「前回紹介日時」、「到達番号」、「手続名」、「手続の経過（日時）」等を確認の上、「コメント通知一覧」ボタンを選択します。

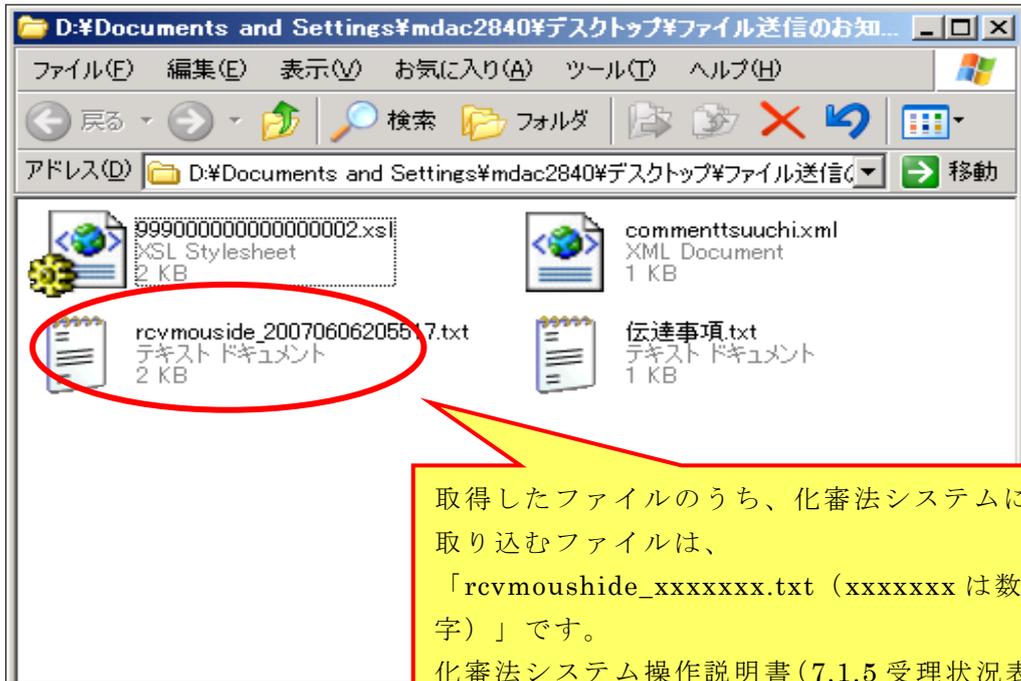


④表示ボタンを選択して、コメント内容を確認の上、「取得」ボタンを選択して返送された修正指示を取得します。ファイルダウンロードの確認画面にて「OK」ボタンを選択し、「保存する場所」にてダウンロードするファイルの保存フォルダを選択した後、「保存」ボタンを選択します。

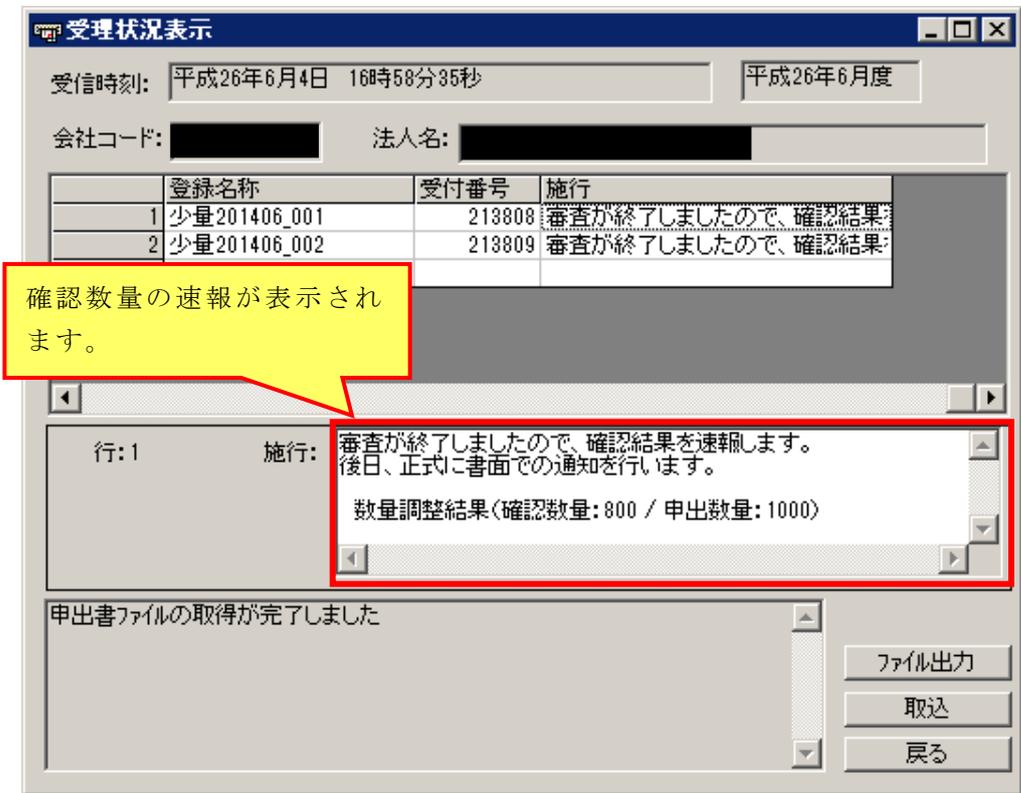


⑤取得保存した速報通知ファイル「rcvmouhide_xxxxxxx.txt (xxxxxxx は数字)」を化審法システムに取り込み、数量確認結果の確認を行ってください。化審法システムでの取り込みは、修正指示の取得の際と同様に、「受理状況表示」機能を使用して行います。詳しくは、化審法システム操作説明書(7.1.5 受理状況表示)をご覧ください。





<速報イメージ>



※画面のイメージは開発中のもののため、今後変更となる場合があります。